

仙北市飲食店事業継続緊急支援金について

仙北市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている飲食業を営む市内事業者等の事業継続を支援するため支援金を支給します。

支援金の額	1 事業者あたり 10万円
支給要件	次の全てを満たす事業者の方が対象です。 ①仙北市内に事業所を有する事業者等であること ②主たる事業が飲食業であること ③事業による売上減少が、下記のいずれかの条件に該当すること。 A) 直近の決算期の年間売上が、前年度または前々年度の年間売上と比較して20%以上減少していること。 B) 令和3年9月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が前年または前々年の同月と比較して20%以上減少していること。 ※創業時期により、この比較ができない場合は、別途計算方法があります。 ④給与収入がある場合は、売上が減少する前の決算年度（前年度または前々年度）において、事業収入が給与収入を上回っていること。 ⑤令和4年1月までに創業していて、今後も事業を継続する意志があること。 ⑥前年度または前々年度の年間売上が20万円以上であること。 ⑦暴力団等、風営法事業者、政治団体、宗教団体、公益法人等ではないこと。
申請期間	令和4年4月1日（金）～令和4年5月13日（金）
申請回数	1 事業者あたり1回まで
申請書の入手方法	・仙北市ホームページからダウンロード ・角館庁舎2階商工課、各市民センター窓口、各出張所窓口 ・仙北市商工会角館本所、田沢湖支所、西木出張所
申請書類	裏面をご確認ください。
申請提出窓口	・角館庁舎2階商工課、各市民センター窓口、各出張所窓口 ・仙北市商工会角館本所、田沢湖支所、西木出張所
支援金申請から支給までの流れ	①申請 申請書類を調製の上、郵送または上記申請提出窓口までご提出ください。申請には確定申告書類や通帳の写しなど必要な添付書類がありますので、裏面記載の申請に必要な書類を必ずご確認ください。 ②支給決定 支援金の支給の可否を審査→決定し、申請者に通知します。 ③支援金の支給 支援金の支給決定後、申請者の指定口座へ支援金を振込します。
お問い合わせ 申請書送付先	〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所 農林商工部 商工課 TEL：0187-43-3351 FAX：0187-54-4777 E-Mail：shoko@city.semboku.akita.jp



申請に必要な書類

A) 直近の決算期の年間売上が、前年度または前々年度の年間売上と比較して20%以上減少していること。

①仙北市飲食店事業継続緊急支援金支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書（様式第1号）

②食品衛生法上の営業許可証の写し

③直近の決算期の年間売上が分かる確定申告書類等の写し

【個人事業主】

2021年中の売上が分かる書類として、下記のいずれかの確定申告書類等

- ・「令和03年分」の所得税確定申告書第一表の控え
- ・「令和4年度」の市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の控え

【法人】

直近の決算期の年間売上が分かる書類として、下記の全ての申告書類

- ・直近の事業年度（原則2021年度）の法人税確定申告書別表一の控え
- ・直近の事業年度（原則2021年度）の法人事業概況説明書の控え（おもて・うら2枚）

④前年度または前々年度の決算期の年間売上が分かる確定申告書類等の写し

【個人事業主】

2020年中または2019年中の売上が分かる書類として、下記のいずれかの確定申告書類等

- ・「令和02年分」または「令和01年分」の所得税確定申告書第一表の控え
- ・「令和3年度」または「令和2年度」の市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の控え

【法人】

前年度または前々年度の決算期の年間売上が分かる書類として、下記の全ての申告書類

- ・「前年の事業年度（原則2020年度）」または「前々年の事業年度（原則2019年度）」の法人税確定申告書別表一の控え
- ・「前年の事業年度（原則2020年度）」または「前々年の事業年度（原則2019年度）」の法人事業概況説明書の控え（おもて・うら2枚）

⑤振込先口座がわかる通帳の写し（見開き部分）

- ・振込先の口座名義人の読み仮名、預金区分（普通・当座）を確認できるもの

B) 令和3年9月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が前年または前々年の同月と比較して20%以上減少していること。

①～⑤ 上記A) と共通※

※③と④は、それぞれ下記⑥と⑦の対象月が属する確定申告書等です。なお、対象月の売上が税務申告調製前の場合は「前年度」の確定申告書類等を提出してください。

⑥売上が減少した令和3年9月から令和4年3月のいずれかの対象月の売上が分かる書類の写し

【個人事業主・法人】

対象月の売上が分かる書類（帳簿、帳面など確定申告の基礎資料となる書類※）

※事業者の方が自身で調製している書類です。税務署等で発行するものではありません。

⑦対象月の前年または前々年の売上※が分かる書類の写し

※「前年」は令和2年9月から令和3年3月、「前々年」は令和元年9月から令和2年3月の売上です。

【個人事業主・法人】

下記のいずれかの書類の写し

- ・対象月の売上が分かる書類の写し（上記⑥と比較した際に、売上の減少が確認できるもの）
- ・所得税青色申告決算書の2ページの写し（「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の欄を確認します。）